

初芝富田林高等学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は初芝富田林高等学校同窓会と称す。
- 第2条 1. 本会は会員相互の親睦を図り、母校の交流と発展に寄与することを目的とする。
2. 本会は在校生の教育環境の整備・拡充並びに教育活動推進について必要な援助を行うこと事が出来る。
- 第3条 本会は前項の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第4条 本会は本部を母校初芝富田林高等学校内に置く。必要に応じて支部を置くことが出来る。

第2章 会 員

- 第5条 本会は、次の各号に掲げるものを会員とする。
1. 正会員
 2. 特別会員
 3. 賛助会員
 4. 推薦会員
- 第6条 1. 正会員は、初芝富田林高等学校の卒業生を以て当てる。
2. 特別会員は、初芝富田林中学校卒業生を以て当てる。
3. 賛助会員は、母校の旧職員並びに現職員を以て当てる。
4. 推薦会員は、中学校・高等学校に在学したことのあるものにして、役員会の承認を得たものを当てる。

第3章 機 関

- 第7条 1. 本会には次の役員を置く。
- | | | | |
|---------|----|---------|----|
| 1. 名誉顧問 | 1名 | 7. 書 記 | 3名 |
| 2. 名誉会長 | 1名 | 8. 会計監査 | 2名 |
| 3. 参 与 | | 9. 常任理事 | |
| 4. 会 長 | 1名 | 10. 理事 | |
| 5. 副会長 | 3名 | 11. 幹事 | |
| 6. 会 計 | 3名 | 12. 顧問 | |
2. 役員の任期については、1年とし再任は妨げない。

- 第8条 1. 名誉顧問は学園理事長とする。名誉会長は母校校長とする。
参与は歴代の会長とする。
2. 会長は総会において正会員より選任し、この会を代表し会務を統理する。
3. 副会長は役員会において正会員より選任し、会長を補佐し会務を分掌すると共に、会長が何らかの事由により職務が出来ないときはそのうち1名がその職務を代行する。
4. 会計は総務において正会員より選任し、会計事務全般及び本会の金銭出納に関する一切の事務を処理し、会計監査の監査を受け、役員会の承認を得て総会に報告する。
5. 書記はすべての会合並びに会の活動状況を記録し、総会及び役員会の議長となる。
6. 会計監査は総会において正会員より選任し、本会の財政状況を監査し、委員会にて監査報告を行う。
7. 常任理事は会長の指名及び役員会の承認を受けたものを以て組織し、会の重要な事項について協議すると共に会務の執行を分掌する。
8. 理事は各卒業年次より代表・副代表として2名選任し、会の運営に参画し、幹事と共に会務の執行を分掌する。
9. 幹事は各卒業年次のクラス代表であって、その担当クラスの庶務連絡に当たる。
10. 顧問は母校職員より選任し、役員会等は議案等の諮問を行うことができる。

第4章 総 会

- 第9条 前年度の会計報告・新年度の役員選出及び新年度の予算審議を行うために定例総会を開く。
- 第10条 会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
- 第11条 総会の定足数は会員（召集役員）の5分の1とし、委任状を以て出席にかえることができる。
- 第12条 1. 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長がこれを決める。
2. 重要議案についての議決は出席者の3分の2同意を必要とする。
- 第13条 本会の定例総会は毎年1回とし、6月の第1日曜日に開催する。

附 則

1. この改正規定は平成29年6月11日から施行する。
2. 第1章 第2条2. の改正は、2022（令和4）年6月5日から施行する。